

令和5年度の美瑛町自治基本条例の運用状況

1 令和5年度の主な取組

- (1) これまで非公開としていた町民からのお問合せについて、公開に当たっての目安を作成し、規則に定めるものを除き、ホームページにて公開しました。（公開数8件）
- (2) 審議会等の公開に向けて当面の取扱いを作成し、これまで議事録等を公表していた審議会等に加えて、新たに審議会等の議事録の公開に取り組みました。（前年比10.1%増）
また、これまで傍聴を行っていなかった審議会等について、防災無線等で町民へ周知の上、町民の傍聴を可能としました。（傍聴会議2件）
- (3) 町民参加の対象となる事業について、積極的に町民参加を求め、町民意見の町政への反映に努めました。（町民参加実施率100%）
- (4) 新たに町民コメントの提出方法にLINEを活用するなど、町民が町政に参加しやすい手法を取り入れました。
- (5) 町民向けの自治基本条例説明会を実施し、条例の普及に努めました。また、職員向けの説明会も実施し、条例の基本原則等の周知とともに、運用に当たっての目安や考え方等を確認しました。
- (6) 地域活動推進一括交付金（仮称）など、自治を推進する施策の検討を開始しました。
- (7) 町民から情報公開のニーズの高い排雪作業予定について、ホームページやLINE等で排雪作業の実施期間を周知するなど、情報公開に取り組みました。

2 令和5年度に抽出された課題と改善策

- (1) 行政への問合せメールや御意見箱等によって、町政に対しての意見、要望や提案を行うことができる仕組みについて、町民の理解が進んでいない。

【改善策】 広報紙やホームページで広聴の取組と町民意見の反映事例を紹介するなど、さらに町民に理解いただけるよう積極的な周知を行います。

- (2) 行政へいただいた意見、要望や提案の公開について、規則に定める除外規定（公共性又は公益性の低いもの、個人の権利や利益が侵害されるおそれのあるもの）の取扱いにバラつきがある。

【改善策】 町民意見の公開の目安（ルール）の拡充を図るとともに、職員への周知と取扱いの徹底を図ります。

- (3) 審議会等の公開に当たって、個人情報等を除いた議事録を公開しているもの、または、個人情報を含んでいるため非公開としているものなどが混在しているほか、町民コーナーへの備付やホームページでの公開などの手法も統一されていない。

【改善策】 審議会の公開の目安（ルール）の拡充を図るとともに、職員への周知と取扱いの徹底を図ります。

- (4) 町民参加の対象となる事業について、町民参加を求める時期や手法などが整理されておらず、町民が町政に参加しにくい状況が見られる。

【改善策】 年度当初に町民参加を求める時期や方法等のスケジュールを作成し、町民へ公開します。

- (5) ホームページ上での町民意見や議事録などの公開方法について、ページの掲載か所が煩雑でわかりにくい。

【改善策】 町民がわかりやすく情報を閲覧できるよう、ホームページの構成やリンクなどを工夫します。

- (6) 自治基本条例について、町民の認知度を高めるための取組を継続する必要がある。

【改善策】 条例に基づく具体的な取組などについて、広報紙等へ定期的に掲載するなど、更なる周知に努めます。